

水産業の振興に関する基本的な計画

平成21年2月

宮 城 県

水産業の振興に関する基本的な計画

目 次

1	計画策定の考え方	1
(1)	「水産業の振興に関する基本的な計画」とは	
(2)	計画変更の趣旨・目的	
(3)	計画の期間	
(4)	みやぎ海とさかなの県民条例の基本理念と施策展開に当たって	
2	私たちが目指すもの	1
3	水産業に関する現状と課題	2
(1)	我が国における現状と課題	
(2)	本県水産業の全国的な位置づけ	
(3)	本県における現状と課題	
4	施策の展開	7
(1)	量から質へ、持続的な資源利用と環境との調和（「みやぎの海」と水産資源を守り育てていきます）	
(2)	消費者の視点に立った安全・安心な生産・供給体制の確立（みやぎの新鮮で安心な水産物を食卓に届けます）	
(3)	情勢の変化に対応できる強い体質の人材と経営体の育成（未来の「水産みやぎ」を担う中核的な人材育成を進めます）	
(4)	「みやぎブランド」の発信による「水産みやぎ」の活力強化（「水産みやぎ」の力を発揮し、水産地域の活性化を図ります）	
(5)	県民とともに次世代へつなぐ豊穡な海づくり（豊穡な「みやぎの海」と漁村文化をみんなで守り伝えます）	
(6)	国への働きかけ（国際経済等に対応した水産業の振興に国と連携して取り組みます）	
5	「水産業の振興に関する基本的な計画」の変更による今後の重点プロジェクト	13
6	数値目標	14
(1)	漁業生産量について	
(2)	漁業生産額について	
(3)	経営体について	
(4)	1経営体当たりの生産額について	
(5)	就業者について	
(6)	水産加工業について	

1 計画策定の考え方

(1) 「水産業の振興に関する基本的な計画」とは

「水産業の振興に関する基本的な計画」(以下「計画」という。)は、みやぎ海とさかなの県民条例(平成15年宮城県条例第48号)に基づき平成16年に策定されました。

本計画では、本県水産業の健全な発展と県民生活の安定向上を図るため、水産業の振興に関する中長期的な目標と目標達成のために展開すべき施策の方向性を掲げています。

(2) 計画変更の趣旨・目的

水産業を取り巻く情勢は、資源の減少、漁場生産力の低下、漁業生産量及び生産金額の減少、従事者の一層の高齢化や後継者不足等、依然として厳しい情勢にあります。また、新たに、消費者の食の安全性に対する要求の高まりや、水産物の自給率の向上、漁船用燃油価格の急騰等、解決すべき問題が発生しています。

こうした状況を踏まえ、より現状に即して本計画の変更を行い、改めて本県水産業の活性化に向け一層の施策の推進を図るものです。

変更のポイント

イ 水産業を巡る情勢の大きな変化

ロ 現計画に基づくこれまでの取組の評価を踏まえた変更

ハ 国の「新たな水産基本計画」策定(平成19年3月)

ニ 「宮城の将来ビジョン」策定(平成19年3月)

(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、平成16年から平成25年までの10年間です。

(4) みやぎ海とさかなの県民条例の基本理念と施策展開に当たって

本計画では、条例に基づく3つの基本理念とそれを実現するための6つの主要な方策、さらに、県、水産業関係者、県民がそれぞれ果たす役割を明確化し、相互連携と理解を深めながら、施策を展開していきます。

2 私たちが目指すもの

本県の沿岸漁業・養殖業をはじめとした水産業の持続的発展は、地域環境、さらには地球環境を保全し、国民へ水産物を安定供給するとともに、地域の活性化、漁村の伝統・文化の継承にもつながります。

私たちは、豊穡な海の恵みに感謝し、豊かな自然環境を次世代に引き継ぎ、健康で潤いのある県民生活を支えます。

(1) 「みやぎの海」と水産資源を守り育てていきます(水産物の持続的かつ安定的な利用)

みやぎには、水産生物を生み育てる豊かな海が広がっています。

この海で漁獲される魚介類や、養殖されるノリ、カキ、ワカメ、ホヤ、ホタテガイ、ギンザケ等全国有数の生産量を誇る恵まれた水産資源と海洋環境を維持・保全する取組を進めます。

(2) みやぎの新鮮で安心な水産物を食卓に届けます(安全で良質な水産物の安定供給)

みやぎで生産される魚介類、水産加工品について、生産者、流通業者、小売店、消費者が相互に連携しつつ、安全・安心な供給体制の整備を進めます。

(3) 未来の「水産みやぎ」を担う中核的な人材育成を進めます(健全かつ活力のある水産業の構築)

水産業の持続的な発展のためには、社会経済情勢の変化に即応する経営体と人材の育成、確保が必要です。そのため、水産関係団体と連携し、優れた経営能力を持った経営体と人材の育成に取り組みます。

(4) 「水産みやぎ」の力を発揮し、水産地域の活性化を図ります(競争力のある水産業の構築)

みやぎは、全国第2位の漁業生産量を誇る水産県で142の漁港と塩釜、石巻、気仙沼等10

箇所の産地魚市場を持っています。こうした水産地域において、漁獲から水揚げ、流通・加工、販売までを総合的に支援し、「富県宮城」の実現を目指します。

- (5) 豊穡な「みやぎの海」と漁村文化をみんなで守り伝えます(水産業及び漁業地域の多面的機能の発揮)

人々が生活する水産地域の生活基盤の整備を進め、快適な生活環境を確保するとともに、漁業地域が持つ伝統、文化、風習や県民の財産である海を県民と水産業関係者の相互理解のもとに守り育て、次世代へ引き継ぎます。

- (6) 国際経済等に対応した水産業の振興に国と連携して取り組みます(必要な施策の国への働きかけ)

マグロ類等国際的な漁業資源の管理や漁獲規制、輸入水産物の安全・安心対策、燃油価格高騰等国際的、広域的な取組が必要な施策等、県単独で実施するには難しい課題を、関係都道府県と連携・協力して国に働きかけます。

3 水産業に関する現状と課題

- (1) 我が国における現状と課題

水産物は、日本人にとって古くから重要な食料であり、現在でも国民が摂取する動物性タンパク質の4割を占めています。また最近では、水産物に含まれる優れた栄養特性が改めて見直される等、水産物は日本型食生活において不可欠なものとなっています。さらに、水産地域は、水産物の供給、都市住民に対する健全なレクリエーションの場の提供等を通じて、豊かで安心できる国民生活の基盤を支えています。

しかしながら、我が国の経済及び社会は日々変化しており、原油価格の急激な高騰、産地偽装、輸入品の安全性を巡る問題を背景とした食品の安全・安心意識の高まり、地球温暖化等環境の変化による漁海況への影響の懸念等、水産業を巡る状況も大きく変化しています。このことから、国は、平成13年6月に水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を基本理念とした水産基本法を制定するとともに、平成14年3月に水産基本計画を策定しました。さらに平成19年3月には新たな水産基本計画を策定し、その理念の実現に向け、水産業振興の具体的な施策が展開されています。

イ 漁業生産

我が国の漁業は、沿岸から沖合、さらには遠洋へと漁場を拡大することによって発展してきました。

しかしながら、海洋法に関する国際連合条約や日韓・日中の漁業協定の発効による本格的な200海里体制への移行、過剰漁獲、沿岸環境の悪化等により我が国周辺水域の資源水準は低下し、近年、漁業生産量は著しく減少しています。

漁業は、海の生産力及び水産資源の再生産力に依存している産業であり、水産資源は、適切な漁獲量を維持することによって、将来にわたって持続的に利用していくことが可能な資源です。国は、この資源を持続的に利用するため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号。以下「TAC法」という。)を制定し、平成9年1月からTAC(漁獲可能量)制度を導入しています。さらに、平成14年4月から、TAE(漁獲努力可能量)制度を導入して、我が国の周辺水域における本格的な資源回復計画の策定と取組を進めています。

ロ 水産加工業

国内で漁獲される水産物の約7割は様々な製品に加工されています。水産加工業は、水産物の需要拡大、国内漁業の発展及び潤いのある食生活に大きく貢献してきました。

しかしながら、200海里体制以降の遠洋漁業の縮小等による国内漁業生産量の減少により、現在では、加工原料の多くを輸入に依存しています。

また最近では、景気低迷による販売不振や世界的な水産物需要の高まりを背景とした輸入原料価格の高騰等、安定的な原料確保が難しい事態も見られ、水産加工品生産量は総じて減少傾向にあります。

そのため、今後とも国産及び輸入原料の安定的な確保並びに消費者ニーズに対応した製品開発力の強化が重要な課題となっています。

八 漁業経営体及び漁業就業者

資源の減少をはじめ、魚価低迷による漁業収入の減少、漁業設備の高度化に伴う漁業支出の増加等によって、国内漁業は厳しい経営を余儀なくされ、漁業経営体数及び漁業就業者数は年々減少している状況にあります。さらに、若い就業者数の減少により高齢化の進行が著しく、国民へ安定的に水産物を供給していくための生産構造が弱体化している状況にあります。

将来にわたって確固たる漁業生産体制を構築し、安定的に水産物を供給するためには、漁場環境の保全及び広域的な資源管理を積極的に推進するとともに、経営感覚に優れた意欲と能力のある担い手を確保し育成していく必要があります。また、女性漁業者の漁協運営や漁業経営への参画を推進するとともに、魅力ある漁村づくりを進めるための取組も不可欠となっています。

二 水産物の流通と消費

水産物の流通形態は、情報通信技術の発達及び大手量販店の台頭に伴い、生鮮魚介類の市場外流通が増加しており、従来の市場流通から大きく変化しています。また、女性の社会進出の増加、単身世帯の増加、世帯人員の減少等のライフスタイルの変化に伴い、外食等の食の簡便化が進み、消費者の需要も多様化しています。

さらに、近年は若年層を中心に魚離れが進行しており、一人当たりの年間魚介類消費量は、平成13年の40kg/人・年から平成18年には32kg/人・年にまで減少しています。

一方、食の安全性を求める社会的要請がかつてないほどに高まっていることから、水産食品の安全・安心の確保及び分かりやすい食品表示の徹底を図るとともに、消費者のニーズに対応した商品の開発及び販売方法の検討、並びに消費者に対する水産物の旬^{しゅん}及び料理方法に関する情報の提供等、魚食普及の推進が強く求められています。

ホ 水産物の輸入と輸出

金融の自由化及び水産物流通のグローバル化が進む中、我が国の漁業生産量の減少を補う形で増大してきた水産物輸入量は、平成16年以降減少に転じており、平成19年の水産物貿易における輸入量は、289万トンと平成16年の349万トンから約60万トン減少しています。

しかし、依然として我が国は水産物輸入大国であり、現在も数多くの水産物が輸入され、流通しています。

輸入量減少の主な要因としては、近年、欧米における健康志向の高まりや中国の急速な経済発展によって世界的に水産物の需要が高まり、水産物の購入競争が激化して十分な輸入量が確保できなくなったこと（いわゆる買い負け現象）が挙げられます。

一方、日本からの水産物の輸出は、世界的な水産物の需要増大、高品質な日本の水産物への要求、日本食ブーム等ともあいまって増加傾向にあります。特に、中国や韓国等アジア圏域への輸出量が増えており、サバ類、カツオ、サケ・マス類をはじめ、本県からもホヤ、ツノナシオキアミ（イサダ）等が輸出される等、水産物流通の国際化が進展している状況が伺えます。

現在、水産物の世界的な需要が高まりを見せる中で、水産資源は低下傾向にあり、今後、国際的に安定した水産物の需給体制を維持するためには、資源の持続的利用を踏まえた輸出や輸入のあり方を考える必要があります。

特に、水産物の輸出量は増加傾向にあり、今後は、水産業振興のための重要な戦略の一つと

して位置づけられますが、反面、適切な資源管理や食料自給率向上も視野に入れ、乱獲等につながる無秩序な輸出が行われることのないよう慎重な対応が必要です。

(2) 本県水産業の全国的な位置づけ

本県は、海面養殖業をはじめ沿岸・沖合漁業、遠洋漁業等、多種多様な漁業が営まれており、また水産加工業も盛んである等、全国屈指の「水産県」です。

海面養殖ではホヤ、ギンザケ等生産量全国第1位を誇る魚種のほか、多くの養殖物の生産量が全国の上位にランクされています。これほど多種多様な養殖種がありながら、そのいずれも生産量が全国の上位である事例は他県には見られません。

また、県内の漁港には、本県はもとより全国の多数の漁船によって多くの魚が水揚げされ、全国に出荷されるとともに、市場背後地には水産加工団地が形成され、これらを原料とした水産加工業も盛んで、水産加工品の生産量は、全国第1位の練り製品をはじめ多くが全国の上位です。私たちのふるさと宮城は、漁業、水産加工業を含め全国に誇れる「水産県」といえます。

(3) 本県における現状と課題

本県の海岸線は約828kmに及び、中央に位置する牡鹿半島を境に、北は大小多数の湾から形成される三陸リアス式海岸、南は平坦な砂浜海岸による仙台湾が形成されています。この多様な地形を利用して、古くから地域ごとに特徴ある様々な漁業が営まれており、全国屈指の「水産県」として発展してきました。

牡鹿半島以北では、採介藻漁業及び漁船漁業が中心ですが、三陸海岸特有の急深で良好な各湾では様々な養殖業も営まれています。牡鹿半島以南では、松島湾周辺海域を中心とする養殖業とともに、広大な仙台湾での漁船漁業が盛んです。また、牡鹿半島沖合は、寒流と暖流が交錯する世界屈指の三陸沖漁場の南方に位置し、沖合漁業が盛んです。さらに、遠く世界の海では、まぐろはえ縄漁業等の遠洋漁業で本県の漁船が活躍しています。

本県には、これらの漁船の基地となる142の漁港と、多種多様な漁獲物を水揚げするための10箇所の産地魚市場が整備されています。産地魚市場の周辺には、練り製品、塩蔵品、魚卵製品、冷凍水産物等の特徴ある水産加工品を生産する全国有数の水産加工団地が形成されており、そこで生産された製品は、生鮮魚介類とともに全国各地に出荷されています。

イ 漁業生産

本県の漁業総生産量は、昭和63年までは60万トンから80万トンまでの間で推移していましたが、平成元年以降は減少傾向をたどり、平成6年以降は40万トン程度で横ばいの傾向にあります。漁業総生産量の内訳は、現在、遠洋漁業が2割、沖合・沿岸漁業が5割、養殖業が3割となっています。

漁業総生産金額は、昭和60年のピーク時には約1,900億円でしたが、その後は減少傾向が続き、平成13年には985億円、平成18年には851億円となっています。漁業総生産金額の内訳は、現在、遠洋漁業が3割、沖合・沿岸漁業が3.5割、養殖業が3.5割となっています。

(1) 遠洋漁業

遠洋漁業の生産量は、昭和52年の200海里規制により、特に北洋漁場での遠洋底びき網漁業及び遠洋まぐろはえ縄漁業の生産量が大きく減少しました。その後も、国際的な漁業規制により、まぐろ漁船の減船を余儀なくされ、さらに近年の世界的な資源管理措置の強化による漁獲量の減少や、燃油価格の高騰等による廃業により隻数が減少し、昭和48年のピーク時に40万トンあった生産量が平成18年には7万5,000トン程度まで減少しています。また、その生産金額も、昭和60年の約1,200億円をピークにその後は減少が続き、平成18年の生産額は270億円程度になっています。

遠洋漁業においては、今後も国際的な漁業規制の強化、資源の減少、魚価の低迷に加え、

燃油価格の高騰による経費の増加等，厳しい経営環境が続くと予想されるため，経営基盤の強化が不可欠です。また，遠洋まぐろはえ縄漁業におけるIUU漁業の排除，国際協調による資源管理体制の確立，乗組員の確保等も解決すべき課題です。

(四) 沖合漁業

沖合漁業は，昭和53年から昭和63年にかけて，まき網漁業でのマイワシの豊漁によって大きな生産量を達成しましたが，その後はマイワシの資源状況の悪化により，昭和58年頃のピーク時に35万トン以上あったものが，平成18年には10万トン程度まで減少しています。また，生産金額は，昭和57年の約600億円をピークにその後は減少傾向が続き，近年は150億円程度で推移しています。

このため，沖合漁業においても，資源水準の回復を図るための資源管理の徹底，乗組員の確保等，将来にわたって生産活動を安定的に維持していくための取組が不可欠となっています。

(八) 沿岸漁業

沿岸漁業は，昭和40年以降生産量は5万トン前後，生産金額も100億円前後で安定して推移しています。

しかしながら，資源量が総じて減少傾向にあること，中小規模の経営体が多いこと，魚価低迷傾向が著しいこと等により，厳しい経営を余儀なくされているため，産卵親魚の保護，小型魚の保護・育成等の資源管理の徹底による資源の増大及び安定経営に向けた操業秩序の確立が必要になっています。また，沿岸の海域では，陸上からの多様な物質の流入，開発等によって魚介類を育む海中林，干潟等が減少しており，県，水産業者及び水産業に関する団体（以下「水産業者等」という。）並びに県民が一体となった環境保全への取組が求められています。

(二) 海面養殖業

海面養殖業の生産量は，昭和56年以降増加傾向にあり，平成10年からは13万トンを上回り，生産金額も昭和62年に200億円を超え，平成18年には約300億円に達しています。

しかし，多くの養殖業種の業績が伸びている一方で，ギンザケ養殖のように，輸入品との競合によって，一時100億円以上あった生産金額が40億円ほどに減少した業種もあります。

カキについては，ノロウイルスによる食中毒の主要な原因食品であるとする誤った認識から風評被害が広がり，生産量，消費量とも一時的に大きく落ち込む事態が見られました。また，ホヤについては，新たな疾病の問題も発生しています。

このため，海面養殖業においては，需給関係や今後増加が見込まれる輸出，輸入の動向を見極めるとともに，高度な衛生管理システムの導入や防疫体制の強化を一層推進しながら，限りある漁場を効率的に利用する生産体制の確立が重要になっています。

ロ 水産加工業

水産加工業の生産量は，全国第2位を占めていますが，昭和63年に最大の生産量を達成した以降は減少傾向が続いています。

水産加工業の製造品出荷額は，平成3年及び平成4年には4,000億円を超えましたが，その後減少が続き，平成18年には2,700億円程度まで減少しました。しかしながら，本県の水産加工業による製造品出荷額は，県内の食料品製造業全体の約半分近くを占めており，地域を支える主要産業として重要な役割を果たしています。

本県の水産加工業は，地域ごとに特色のある水揚げに支えられて発展してきましたが，北洋漁場からの撤退後は，原料の多くを輸入に頼らざるを得ない状況になっています。

さらに、最近は、世界的な水産物需要の増大を背景に、すり身等の国際価格が上昇し、買い負け等による輸入量の減少により、十分な原料確保ができなくなる事態も見られています。

このため、県内で水揚げされる水産物の有効活用による地域色豊かな水産加工品の製造を進めるとともに、加工原料を安定的に確保することが重要課題になっています。

八 漁業経営体及び就業者

漁業経営体数は、昭和48年には8,500経営体でしたが、その後減少し、平成18年には4,363経営体となっています。また、昭和48年に3万人を超えていた漁業就業者数も平成15年には1万1,500人程度まで減少しています。

このような漁業経営体数及び就業者数の減少に加え、就業者の高齢化及び後継者不足が顕著になっていることから、今後は、平成19年4月に合併し設立された宮城県漁業協同組合等関係団体と連携し、意欲と能力のある新規就業者の確保及び中核的漁業者の育成を行うことが必要不可欠になっています。

二 産地魚市場と中央卸売市場

魚市場は、新鮮で美味しい水産物を県内はもとより全国各地に供給するための拠点として、重要な役割を果たしています。

本県には、特定第3種漁港に立地する塩釜、石巻、気仙沼の魚市場をはじめ地域色豊かな産地魚市場が10箇所あり、地元のみならず全国の漁船が多数入港し、多種多様な魚を水揚げしています。また、大量の水揚量を背景に市場背後地には水産加工団地が形成される等、産地魚市場は水産都市形成のための中核的機能も担っています。

一方、仙台市の中央卸売市場には、地元で水揚げされた魚介類をはじめ全国から生鮮魚介類や水産加工品が集まり、新鮮な水産物を供給しています。

しかし、現在は、世界的な漁獲規制や資源の減少等により、水揚げ状況は厳しさを増しています。水産物を安定的に供給するためには、衛生管理の強化等、市場機能の高度化に加え、海で働く生産者の声や新鮮な魚介類の旬の情報を流通加工業者や消費者へ、逆に、生産者には消費者ニーズを伝える等、産地魚市場と中央市場が連携し、水産物の安定供給と消費拡大に向けて、水産業者等と消費者の相互理解を深めるための橋渡し役を担っていく必要が出てきています。

ホ 水産物の流通と消費

消費者の食の安全・安心に対する要望が一層高まる中、生産から消費に至るまでの衛生管理体制の構築及び生産・流通履歴の明確性を確保する取組は、極めて重要です。また、本県水産物の多くが首都圏をはじめとした大消費地へ流通する中で、マーケットの視点を重視するとともに、消費者のニーズに対応した水産物の供給及びこれらを積極的に県民へ提供する産地消費の推進が求められています。

一方、食品の偽装表示や誤った情報による風評が広がり、生産量や消費量の減少等、本県水産物の生産に影響する事例も発生していることから、風評被害防止のためにも消費者に対して水産物に関する正しい知識を広く普及・啓発していくことも必要です。併せて、安全・安心、新鮮、美味しいという「みやぎブランド」を確立し、良品を安定的に供給するとともに水産物の一層の消費拡大に取り組む必要があります。

ハ 本県水産物の輸出

本県水産物の輸出動向をみると、平成14年に約3万トンだったものがその後増加傾向を示し、平成19年には約9万トンまで拡大しています。

その理由には、世界的な魚食の普及や健康志向等により、中国や米国等をはじめとして需要が拡大してきていること、さらに、日本食ブームとあいまって、高品質で、安全・安心な日本の水産物に対する関心の高まりが挙げられます。

現在、県内から輸出されている水産物の多くは、カツオ、サンマ等の冷凍魚であり、加工原料が中心となっていますが、韓国へは養殖生産物であるホヤや乾製品であるツノナシオキアミ（イサダ）等が輸出され、魚種によっては国内の販売価格より高い価格で取引が行われ、生産者・加工業者にとっては経営の安定化に寄与しています。

このことから、水産物の輸出を重要な戦略と位置づけ、急速に経済発展している中国等、日本の水産物に対する評価が高く、高価格で取引される国を中心に、本県水産物の付加価値化やブランド化に向け、これまで実施してきたフード見本市や商談会の開催等による海外市場の開拓・支援を強化し、本県水産物及び水産加工品の輸出拡大に向けて国際競争力を高める取組を進めることが必要となっています。

一方、世界的に水産物の需要が高まりを見せる中で、水産資源は低下傾向にあります。このため、本県においても無計画な輸出によって資源の減少や、地元への加工原料の供給不足、養殖生産の不安定化を招かないよう、適正な取組を進めることが大切です。

4 施策の展開

施策の展開については、みやぎ海とさかなの県民条例の基本理念に基づくとともに、水産業を取り巻く経済・社会情勢の変化、宮城県産業振興審議会による審議内容をもとに取りまとめを行いました。本県水産業が自立した産業として発展するとともに、計画に定める数値目標達成のため、条例で定める6つの主要な方策に対応する以下の施策を総合的に展開します。

(1) 量から質へ、持続的な資源利用と環境との調和（「みやぎの海」と水産資源を守り育てていきます）（条例第8条第1項第2号）

持続的に水産資源を利用していくには、水産生物が棲む漁場環境の維持・保全とともに適切な管理の下に漁業活動が行われる必要があります。また、近年海外から侵入したと考えられる外来生物や疾病が本県の水産生物へ重大な影響を与えていることから、防疫体制を強化する必要があります。

現在の課題

- ・水産資源の減少傾向が加速。適切な資源管理体制の強化の必要性
- ・海面養殖業の持続的な生産体制の確立
- ・藻場・干潟の消失、貧酸素水や赤潮の発生等漁場環境の悪化
- ・ホヤの新疾病発生、アサリを食害するサキグロタマツメタ等の外来生物の侵入

課題解決に向けた主な取組

- ・水産資源回復のため、県の資源回復計画推進や漁業者が取り組む自主的な資源管理への支援体制の充実
- ・養殖業振興に向けた施策の推進
- ・藻場・干潟の環境修復や貧酸素水等のモニタリング強化
- ・新疾病の原因究明と防除対策、新疾病や外来生物の侵入防止等の対策強化

イ 水産資源の回復・保全と資源管理体制の強化

過剰な漁獲努力量、環境悪化等により、多くの魚種で資源水準の長期低迷と漁獲量の減少が見られることから、資源の維持及び回復、資源管理の強化に向けた施策を展開します。

- (イ) 資源管理体制の強化及びTAC制度の定着
- (ロ) 科学的な調査研究に裏付けられた資源の維持安定及び持続的利用の促進
- (ハ) 漁業者等による自主的な資源管理の促進と資源回復計画の着実な推進
- (ニ) 漁海況予報等情報発信による生産の安定及び効率的な漁業生産の推進
- (ホ) 流通業者や遊漁者の資源管理への参画・協力体制の構築
- (ヘ) 国・関係都道府県・大学等研究機関との連携強化による広域的な資源管理の実践

ロ 水産動植物の増養殖の推進と防疫対策の強化

消費者の要望に対応し、持続的かつ安定的な養殖生産を確立するとともに、効率的で投資効果の高い栽培漁業の実現に向けた施策を展開します。

- (イ) 漁場生産力を考慮した計画生産と合理的な漁場利用による持続的な養殖生産の実現
- (ロ) 養殖生産物の安全確保と消費者ニーズに対応した供給の推進
- (ハ) 生産技術の高度化や新品種の作出による養殖業の効率化・多様化の促進
- (ニ) 秋サケ（シロサケ）資源の安定確保及び良質資源の造成
- (ホ) 栽培漁業の技術の高度化と効率化
- (ヘ) 栽培漁業の効率的な推進のための受益者負担等，協力体制の整備
- (ト) 増養殖生産の安定化と水産物の安全・安心を確保するための防疫体制の一層の強化

ハ 水産動植物の生育環境の保全と改善

漁場環境の悪化による生産力の低下が見られることから、その保全と回復に向けた施策を展開します。

- (イ) 漁場の生産力の安定と向上
- (ロ) 森林・河川流域における環境保全の取組と連携した漁場機能の回復
- (ハ) 貧酸素水・赤潮等のモニタリングと外来種の侵入による漁業被害の未然防止
- (ニ) 河川・湖沼等内水面の生態系保全
- (ホ) 県民の理解と協力による海岸，河川の水域環境の保全

二 秩序ある海面の利用

違法操業や海面利用のルール違反等が見られることから、法令遵守意識の向上と取締の強化に向けた施策を展開します。

- (イ) 漁業種間トラブルの未然防止等のための操業ルールの定着化
- (ロ) 違法操業の防止，操業秩序維持のための漁業取締体制の強化
- (ハ) 漁業と遊漁の共存のためのルール作りと秩序の確立
- (ニ) 漁港係留施設の整備等による漁業者とプレジャーボート利用者との共存
- (ホ) 海上における安全操業に向けたライフジャケットの着用推進の取組

(2) 消費者の視点に立った安全・安心な生産・供給体制の確立（みやぎの新鮮で安心な水産物を食卓に届けます）（条例第8条第1項第1号）

最近の産地偽装や異物混入などの影響により、今まで以上に食の安全安心に対する関心が高まり、より高度な衛生管理や流通体制の整備が求められていることから、生産者，流通業者，小売店，消費者が相互に情報交換を行い，相互理解を深めるとともに，安心して本県産の水産物を購入してもらう必要があります。

現在の課題

- ・食品を巡る不祥事の続発を契機とした，消費者の食品に対する安全性及び信頼性の要求の高まりへの対応
- ・国際的な食料事情の変化に対応し，安全・安心な水産物を安定的に国民に提供するため，食料自給率向上に向けた取組が必要

課題解決に向けた主な取組

- ・安全性及び高い信頼を確保した本県水産物を安定的に供給するため，生産から販売までの一体的な衛生管理対策を強化
- ・食料自給率の向上に向け，産地や生産者の姿が見える良質な本県水産物を消費者に安定的・持続的に供給する体制づくりを推進

イ 生産から加工・流通にいたる安全で安心できる食品の生産・供給体制の確立

水産物に対する消費者の信頼を確保するため，水産物の安全性及び品質の確保に向けた施策

を展開します。

- (イ) 「みやぎ食の安全安心基本計画」に基づく取組の推進
- (ロ) 高度な衛生管理を備えた魚市場や加工場等の基盤整備の推進
- (ハ) トレーサビリティ導入等による生産者の顔が見える供給体制の確立
- (ニ) 生産から加工・流通まで一貫した鮮度・品質向上取組の促進
- (ホ) カキのノロウイルスや貝毒等，生産段階における安全性の確保と監視体制等の強化

□ 食の安全・安心に関する体制整備と関係機関の連携強化

生産から消費に至るまでの食品の鮮度，品質及び衛生を確保する体制を整備するための施策を展開します。

- (イ) 消費者による商品モニタリング等，消費者と水産業者等の連携による食品の安全性の確保
- (ロ) 食品の安全・安心に関する調査研究の充実と成果の活用
- (ハ) 国，県，市町，水産業者等，消費者等の関係者が一体となった危機管理体制の構築

ハ 多様化・複雑化する消費者の需要に対応した供給体制の整備

競争力を確保する上で，消費者及び流通業者等の多様化・複雑化するニーズを的確に把握し，必要な施策を展開します。

- (イ) 卸売市場と小売店との連携強化及び地域密着型の流通システムの整備促進
- (ロ) インターネットや宅配等多様な流通チャンネルの整備
- (ハ) 衛生機能の充実やマーケティング能力の向上等による卸売市場の機能強化
- (ニ) 生産物の安定供給，安全安心の確保，地産地消の取組推進による食料自給率の向上

(3) 情勢の変化に対応できる強い体質の人材と経営体の育成（未来の「水産みやぎ」を担う中核的な人材育成を進めます）（条例第8条第1項第3号）

水産物を持続的に安定して供給していくためには，現在の厳しい状況に対応できる優れた人材の確保，育成が必要であり，そのためには，収益を重視した高い競争力を持った経営体への転換とともに，これら経営体の活動基盤となる漁業協同組合等団体の基盤強化による組合機能の強化を図る必要があります。

現在の課題

- ・年々厳しさを増す漁業経営改善のため，社会経済情勢の大きな変化に適応し，漁家経営の安定化を一層進めることが必要
- ・漁協等の経営と機能強化に向けた取組が必要

課題解決に向けた主な取組

- ・漁業経営の変化に対応し，安定した経営を行える人材育成と，経営のスリム化や収益性の確保に向けた構造改革への取組
- ・漁協等の健全経営と更なる機能強化に向けて各種支援・指導を強化

イ 効率的で安定的な経営体の育成・強化

産地間や企業間における競争の激化，魚価及び製品価格の低迷等厳しい経営環境が続いていることから，水産業における経営力の強化に向けた施策を展開します。

- (イ) 中核的漁業者の育成及び協業化・法人化への取組支援
- (ロ) 専門家の派遣等による漁家経営における経営管理能力の向上
- (ハ) 漁業共済制度や漁業経営安定対策（積立ぷらす）の活用推進
- (ニ) 各種制度資金の効率的な活用と普及
- (ホ) 国際的な取引の相談・指導体制の強化
- (ハ) 漁船漁業の構造改革による経営体質の強化

□ 人材の育成と確保

漁業就業者の減少及び高齢化の進行により漁業地域の活力が低下していることから，将来に

わたり水産業を担う人材の育成と確保に向けた施策を展開します。

- (イ) 漁業士，青年部及び女性部を中心としたの人材育成の強化
- (ロ) 水産業の次代を担う人材等への教育的取組の推進
- (ハ) 新規就業者，Ｉターン及びＵターン者等の円滑な参入の促進
- (ニ) 遠洋・沖合漁業従事者の幹部船員・乗組員の養成
- (ホ) 新たな発想，視野の広い人材の育成のための他産業との交流促進
- (ヘ) 起業活動や漁村文化の伝承活動等，女性及び高齢者による地域活動への支援

八 水産業に関する団体の育成強化

社会経済情勢が急速に変化する中，情勢の変化に対応し，組合員の負託に応えるため，漁業地域の中核となる漁業協同組合及び水産加工業協同組合等の機能の強化に向けた施策を展開します。

- (イ) 漁協等の指導事業を中心とした取組，連携促進による経営基盤強化
- (ロ) 漁協経営の健全性の確保
- (ハ) 信用事業の基盤と機能の強化
- (ニ) 漁協等の研究会・青年部・女性部等担い手組織の育成強化
- (ホ) 青年部・女性部の視点を活かした漁協運営の推進

二 労働環境の整備

後継者，女性及び高齢者が就業しやすく，活力ある漁業生産活動が展開できる労働環境の整備のため必要な施策を展開します。

- (イ) 快適な労働環境の確保と労働条件の緩和及び安全性への取組推進
- (ロ) 省力化・近代化施設の整備及び効率的で安全な漁港づくりの推進
- (4) 「みやぎブランド」の発信による「水産みやぎ」の活力強化（「水産みやぎ」の力を発揮し，水産地域の活性化を図ります）（条例第8条第1項第4号）

本県は全国第2位の生産量を誇る自他ともに認める「水産県」です。本県の豊かな水産資源を持続的に活用していくためには，水産資源，環境，利用加工など水産分野の研究開発を効果的に推進するとともに，その成果を指導普及組織により効率的に技術移転，普及を行っていくことが重要です。また，みやぎの水産業を支えている水産地域の経済の中心は「魚市場」と「水産加工業」ですが，近年の水産業を巡る厳しい状況から活力が低下した状況にあります。このことから，水産地域の活力を取り戻すためには，水産加工業や流通・消費までを一体的に捉え，生産から販売までの支援を総合的に進める取組が必要です。

現在の課題

- ・原材料の価格高騰や入手難，消費低迷等により厳しい経営環境下にある水産加工業振興を図ることが急務
- ・沿岸地域の基幹産業である水産業を中心とした地域活性化が必要

課題解決に向けた主な取組

- ・新製品の開発支援や販路拡大等の推進による水産加工業の振興
- ・水産加工原料の安定確保のため，前浜資源活用への取組を推進
- ・生産から水揚げ，加工・流通，販売まで，地域一体となった取組の支援による沿岸地域の活性化を推進

イ 付加価値の高い製品開発及び販売の促進

流通のグローバル化が進展し，価格競争や販売競争が激化する中，製品の高付加価値化や新たな販売方法の確立，水産物の輸出・販売戦略の取組を展開します。

- (イ) 多種多様な水産物が水揚げされる大型産地の優位性を活かした高付加価値化・ブランド化の推進

- (ロ) 高齢化等社会環境の変化を見据えた加工技術及び未利用資源の活用による新商品の開発
- (ハ) 本県水産物の競争力強化のため、旬のうまさや栄養特性等のセールスポイントを明確にした販売戦略推進
- (ニ) 地域におけるブランド産品創出のための取組推進
- (ホ) 水産加工品の販路開拓のための販売側との情報交換
- (ヘ) 県民及び地域との連携を意識した地産地消の推進
- (ト) 見本市や商談会の開催等による水産物の海外市場の開拓支援
- (チ) 水産物の品質、適正価格に関する県民理解の促進

□ 研究開発と成果の普及の促進

水産業の振興と将来にわたっての発展に不可欠な研究開発とその生産現場への普及を促進するための施策を展開します。

- (イ) 水産業者等及び消費者ニーズに対応した研究開発の推進
- (ロ) 水産試験研究推進構想に基づく効率的・効果的な試験研究の推進と研究成果の評価体制の充実
- (ハ) 普及と研究の連携強化による研究成果の普及と定着の促進
- (ニ) 国，関係都道府県，県内各研究機関，水産業者等との連携による研究開発の推進
- (ホ) 水産加工原料確保のための前浜資源活用技術の開発

ハ 産業間・産学官の連携による新たな事業の創出の促進

農・林・畜産業等多様な一次産業，優れた技術に裏打ちされた水産加工業及び大学等研究機関が多く立地している本県の産業基盤を十分に活かした新たな事業を創出するための施策を展開します。

- (イ) 大学の持つシーズや高度な研究手法の導入による生産性の向上と研究者のレベルアップ
- (ロ) 水産業者等の投資による研究開発支援体制の推進
- (ハ) 農・林・畜産業等との産業間連携の促進
- (ニ) 企業の製品開発力等の有効利用による新たな事業展開の促進

二 生産から消費までの一体的振興による県内水産地域の活力強化

水揚げから加工・流通までを一連の流れとして捉え，衛生対策の高度化や施設整備等を総合的に推進し，水産業を基幹とする沿岸地域の振興により水産地域の活性化を図ります。

- (イ) 水産業を基幹とする沿岸地域の振興のため，生産から水揚げ，市場，加工・流通，販売までの衛生対策や施設整備等，地域一体となった取組を支援
- (5) 県民とともに次世代へつなく豊穰な海づくり（豊穰な「みやぎの海」と漁村文化をみんなで守り伝えます）（条例第8条第1項第5号）

本県の沿岸漁業・養殖業をはじめとした水産業の持続的発展は，地域環境，さらには地球環境を保全します。

水産業の発展のためには，人々が生活する漁業地域の生活基盤の整備を進め，快適な生活環境を確保するとともに漁業地域の持つ魅力を地域が発信し，県民理解と相互連携による水産振興を進めることが重要です。

現在の課題

- ・「魚離れ」による水産物の消費低迷を回復させるとともに，失われつつある地域の魚食文化等を次世代へつなく取組が必要
- ・海洋環境保全のため，県民の意識啓発を推進するとともに，県民と一体となった取組が必要
- ・高い確率で発生が予想される宮城県沖地震等の大規模災害に備えるための一層の防災対策の推進が必要

課題解決に向けた主な取組

- ・水産物消費拡大のため、魚食普及につながる食育や地産地消の推進，水産業や水産物に対する正しい知識と理解の醸成
- ・県民共有の財産である「みやぎの海」を後世に引き継ぐため，県民参加型の海洋環境保全対策を推進

・漁港における防災施設整備の着実な推進等大規模災害対策の充実

イ 生産から消費までの情報の提供・共有と地産地消・食育の推進

水産物の生産・供給の特性に関して，消費者及び流通業者等の理解を深めるための施策を展開します。

- (イ) 積極的な情報提供による流通業者及び消費者の水産物への理解促進
- (ロ) 水産業や水産物の特性を理解する本県の消費者の育成
- (ハ) 魚食文化の継承，水産物消費の拡大に向けた学習・体験機会の提供
- (ニ) 水産物を活用した漁業地域の優れた食文化を次世代へ継承する取組の推進

ロ 漁村地域の景観及び環境の保全

漁村地域が持つ自然環境や景観を守るための施策を展開します。

- (イ) 親水機能に配慮した漁港・海岸づくりの促進
- (ロ) 自然環境や景観に配慮した漁業地域の生活基盤づくりの促進
- (ハ) 森づくり等による海洋や河川・湖沼の環境保全の取組促進
- (ニ) 漁業系廃棄物の適正な処理とその普及

ハ 快適で住みよい地域と環境の整備

漁業地域が有する固有の風土や文化を次世代に継ぎつつ，快適で住みよい環境の整備を進め，誇りと意欲を持って水産業に従事できる地域づくりを目指します。

- (イ) 漁港及び海岸の防災施設整備の推進
- (ロ) 下水道施設等生活基盤の整備，海岸を活用した公園等のインフラ整備の推進
- (ハ) 地域の風土と誇りに自信を持ち，次世代に引き継ぐ子供達を育むため，地域，学校，行政が連携し，伝統・文化への理解と継承を推進

ニ 県民と漁業者との交流促進

県民に水産業のサポーターとしての役割を担ってもらうための施策を展開します。

- (イ) 漁業地域における都市住民との交流促進による「水産業県民サポーター」づくり
- (ロ) 海や海洋生物とのふれあいの促進による水産業の魅力の発信
- (ハ) 漁業と海洋レクリエーションの共存のための漁業地域の受け入れ体制の整備促進

ホ 県民一体となった海洋環境の保全

海洋環境の維持保全に向け，県民一体となった取組を推進します。

- (イ) 海洋・陸上からの排出物を有効活用した物質循環システム等による環境保全の推進
- (ロ) 生活排水やゴミの投棄等による環境負荷を軽減するため，県民理解の促進を図るとともに，県民参加型の環境保全運動を推進

- (6) 国への働きかけ（国際経済等に対応した水産業の振興に国と連携して取り組みます）（条例第8条第2項）

国際的，広域的な取組が必要な施策については，県単独で実施することが難しいため，国のイニシアティブの下，関係都道府県等が協力して取り組む体制が必要であり，このような施策については，必要に応じて国へ働きかけていくことが重要です。

現在の課題

- ・原油価格高騰に伴う漁業燃油及び漁業関係資材価格の高騰
- ・水産物の買い付けによる水産加工原料の不足と原料価格の高騰
- ・世界的な漁業資源水準の低下と資源管理規制の強化

課題解決に向けた主な取組

- ・国際的、広域的取組が必要な施策について、事業推進や対策強化等を国に働きかける
- イ 国際的に対応が必要な取組について
 - まぐろ漁業等沖合・遠洋漁業の経営安定と維持存続，IUU漁船の撤廃等国際的な資源管理体制の構築及び沿岸捕鯨の再開に向けた取組の推進等，国際的に対応が必要な取組について積極的な働きかけを行います。
- ロ 水産物の安全・安心に関する全国的な取組が必要な事項について
 - 水産物に関する適正表示及びその監視体制の強化，リスクの公表等，食の安全・安心の確保に必要な全国的な取組について，積極的な働きかけを行います。
- ハ 広域的な資源管理が必要な取組について
 - イワシ，サバ等の回遊性魚類に関する広域的な資源管理の取組等について，積極的な働きかけを行います。
- ニ 水産加工原魚の安定的な確保について
 - 水産加工業の安定的な発展のため，国産原料及び輸入原料の安定的な確保及び適正な原料価格対策の推進について，積極的な働きかけを行います。
- ホ 燃油価格高騰に関する対策について
 - 漁家経営の安定と漁業活動の維持による国民への水産物の安定的な供給のため，燃油価格高騰対策の充実を図るよう積極的な働きかけを行います。

5 「水産業の振興に関する基本的な計画」の変更による今後の重点プロジェクト

計画の変更之际し、条例に基づく6つの主要な方策を進める中でも、今後特に重点的に取り組む必要がある項目を取り上げ、これらを新たに「重点プロジェクト」と位置づけし、積極的に取組を進めることとしました。

今後、重点プロジェクトの推進については、既存の振興プランや新たに策定する養殖業及び水産加工業の振興プランに基づき、具体的な取組を進めることとしています。

(1) 養殖振興プロジェクト

イ 必要性

県の養殖業は、ノリ、カキ、ギンザケ等多種多様な生産が行われ、全国有数の生産量・生産額を誇っており、今後、本県の水産業を支え発展させる重要な産業として位置づけられます。

ロ 取組方向

「養殖振興プラン」の策定を進め、より高品質な生産物の生産体制の構築や、販売戦略に基づく知名度の向上、ブランド化等の取組を進めます。

また、消費者に高品質で安全なみやぎの養殖生産物を提供するとともに、旬の美味しさや優れた栄養特性等について、相互理解を深める取組を推進します。

(2) 資源管理プロジェクト

イ 必要性

沿岸漁業の生産性を高め、安定かつ持続的な生産体制を実現するためには、水産資源の維持、回復に向けた取組をこれまで以上に推進する必要があります。

ロ 取組方向

漁業者自らによるマコガレイ、マアナゴ等の漁獲サイズの制限や親魚の保護区域設定等の取組をさらに推進するとともに、水産業者等、県民、行政が一体となった放流から遊漁までの総合的な資源管理型体制の構築を目指します。

(3) 水産地域活性化プロジェクト

イ 必要性

国際的な水産物需要の増大や消費・流通形態の多様化，燃油価格の高騰等，水産業を取り巻くめまぐるしい環境の変化に対応できる活力ある水産地域の形成が必要です。

□ 取組方向

県の将来ビジョンが目指す「富県宮城」，10兆円達成の一環として，「水産加工業振興プラン」の策定を進めるとともに，水産地域における漁獲から水揚げ，加工・流通，販売に至るまでの一体的な前浜資源の有効活用等の取組を支援し，地域の活性化を図ります。

(4) 担い手確保・育成プロジェクト

イ 必要性

漁業就業者の減少・高齢化が進む中で，水産業の持続的発展を目指すためには，次代を担う人材の確保・育成が必要です。

□ 取組方向

漁業経営が安定し収益性の高い地域には，おのずと後継者が集まることから，時代の変化に的確に対応できる経営力のある人材の育成と，経営のスリム化や収益性の確保に向けた構造改革への取組を推進します。

(5) 食育推進プロジェクト

イ 必要性

消費者の「魚離れ」が進む中，魚食普及による消費の拡大，水産物の栄養特性を活かした健康的な食生活の推進，地産地消の取組が重要となっています。

□ 取組方向

地域の優れた食文化の継承や地産地消，水産業の理解促進に向けた取組を，次代を担う子供達を中心に水産業者等，県民が一体となった取組を推進します。

(6) 環境保全プロジェクト

イ 必要性

地球温暖化の進行や海域環境の変化により，沿岸域の生産性が低下していることから，県民一体となった環境保全への取組が必要不可欠となっています。

□ 取組方向

漁場環境の維持・保全により生産性を高め，県民とともに次世代へつなぐ豊穡な海づくりを進めるため，水産業者等のもとより，NPO，学校，大学，行政等が連携し，海を県民共有の財産として捉えた総合的な環境保全の取組を推進します。

6 数値目標

計画における数値目標は，漁業生産量，漁業生産額，漁業経営体数等6項目について，平成25年時点为目标とした数値を平成16年に設定し，施策展開を進めてきました。その結果，概ね目標数値は達成されているため，今回，目標値の変更は行わないこととしました。

ただし，平成25年の数値目標達成のためには，現状の水産業を取り巻く情勢の大きな変化（計画変更の趣旨・目的参照）の中で，既存の施策展開では難しい状況も発生してきていることから，現状に即して計画の変更を行い，本県水産業の一層の活性化に向けた施策展開を図ることで，現計画の数値目標を支えることとしています。

なお，平成18年時点での現況値を見ると，特に沿岸漁業と海面養殖業については，生産量（沿岸漁業：10万9,000トン，海面養殖業：13万5,000トン）が目標値（沿岸漁業：8万5,000千トン，海面養殖業：13万トン）を上回っており，将来に向けて一層の発展が期待される重要な部門となっています。

数値目標の設定手法

数値目標は，参考値（平成13年の値）及び基準値を参考としながら設定しました。

なお、すう勢値は、現状の漁業生産活動や資源状況が継続した場合において、平成25年に想定される値として示しています。

(1) 漁業生産量について

イ 遠洋漁業

国際的な資源管理、新漁場の開拓調査等の効果を見込んだ国の目標値設定の考え方を参考としながら、本県における該当漁業種類の操業実態、漁労体数、漁労体当たりの漁獲量等の動向に基づき設定しました。

ロ 沖合漁業

国における主要漁業種類ごとの漁獲量増大目標を考慮しながら、本県の該当漁業種類の操業実態、漁労体数、漁労体当たりの漁獲量等の動向に基づき設定しました。

ハ 沿岸漁業

主要漁業種類ごとに概ね過去10年間の漁労体当たりの漁獲量に基づき、10年後の目標値を設定しましたが、その際、資源管理による産卵親魚及び小型魚の保護対策、栽培漁業の推進、漁場造成等の効果を漁業種類ごとに検討しました。

ニ 海面養殖業

主要養殖種類ごとに概ね過去10年間の漁労体当たりの生産量に基づき、10年後の目標値を設定しましたが、その際、需給動向に対応した生産体制、漁場の行使状況等を考慮しました。

【漁業生産量】

(単位：千トン)

区 分	参考値 (平成13年)	基準値	平成25年	
			すう勢値	目標値
遠洋漁業	128	137	87	90
沖合漁業	89	83	68	75
沿岸漁業	84	79	70	85
養殖業	138	131	119	130
合 計	439	430	344	380

(注) 基準値：平成9年から平成13年までの値のうち、最大値及び最小値を除いた3箇年の値の平均値

(2) 漁業生産額について

生産量のすう勢値及び目標値を基に概ね過去10年間の生産単価を参考としながら、漁業種類、養殖種類ごとに資源管理による産卵親魚及び小型魚の保護対策、品質向上及びブランド化への取組並びに需給動向を踏まえた生産管理等による効果を考慮して設定しました。

【漁業生産額】

(単位：億円)

区 分	参考値 (平成13年)	基準値	平成25年	
			すう勢値	目標値
遠洋漁業	428	478	345	375
沖合漁業	134	145	112	125
沿岸漁業	138	151	135	185
養殖業	285	266	240	280
合 計	985	1,040	832	965

(注) 基準値：平成9年から平成13年までの値のうち、最大値及び最小値を除いた3箇年の値の平均値

(3) 経営体について

漁業・養殖業の種類やトン数階層別に想定される漁労体数の状況等から、すう勢値及び目標値を設定しました。

なお、養殖業の目標値については、経営体の法人化等も想定して設定しました。

【経営体】 (単位：経営体)

区 分	参考値 (平成13年)	平成25年	
		すう勢値	目標値
遠洋漁業	51	35	35
沖合漁業	43	35	35
沿岸漁業	1,758	1,500	1,500
養殖業	2,911	2,500	2,450
合 計	4,763	4,070	4,020

(4) 1経営体あたりの生産額について

漁業区分ごとに、目標年の生産金額を目標年の経営体数で除して1経営体あたりの生産額を示しました。

【1経営体あたりの生産額】 (単位：百万円)

区 分	基準値	平成25年	
		すう勢値	目標値
遠洋漁業	936	986	1,074
沖合漁業	338	320	351
沿岸漁業	8.6	9.0	12.3
養殖業	9.1	9.6	11.5

(注) 基準値：平成9年から平成13年までの値のうち、最大値及び最小値を除いた3箇年の値の平均値を平成13年の経営体数で除した値

(5) 就業者について

遠洋漁業、沖合漁業については、10年後に見込まれる漁労体や経営体の状況から、すう勢値及び目標値を設定しました。

なお、沿岸漁業、養殖業の目標値については、遠洋漁業や沖合漁業の就業者が離船後に参入することも想定して設定しました。

【就業者】 (単位：人)

区 分	参考値 (平成13年)	平成25年	
		すう勢値	目標値
遠洋漁業	4,291	3,550	3,550
沖合漁業			
沿岸漁業	8,349	7,150	7,300
養殖業			
合 計	12,640	10,700	10,850

(6) 水産加工業について

水産加工業の製造品出荷額は、漁業生産の状況、消費動向等により、減少傾向にありますが、安全・安心で水産物の健康機能を活かした付加価値の高い差別化製品の開発、農・林・畜産業との連携や消費者ニーズに対応した新たな製品開発等を考慮し、平成11年及び平成12年当時の製造品出荷額水準を目標値としました。

【水産加工業製造品出荷額】

(単位：億円)

区 分	参考値 (平成13年)	目標値 (平成25年)
製造品出荷額	3,326	3,500